平成２８年（フ）第１１２号
群馬県伊勢崎市連取町1586番地１　サンビレッジ伊勢崎Ａ102
債務者　萩原あす香（旧姓福田）
１　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３号
群馬県前橋市表町２丁目９番22号
債務者　小山　涼二
１　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２３号
群馬県前橋市下小出町２丁目28番地９　エルプレシア前橋　110号
債務者　粕川　　龍
１　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４号
群馬県伊勢崎市宮子町3489番地４　ベルダハイツ101
債務者　宇田　久子
１　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４３号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南３丁目27番地25　フラット長瀬101号
債務者　高橋　政彦
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１８７号
埼玉県川越市大字的場1287番地３（メゾン的場105号室）
債務者　本名　昭雄
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２０２号
埼玉県所沢市弥生町1755番地の134
債務者　山田　舞乃
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２３２号
埼玉県所沢市上新井２丁目24番地の１　セントラルコーポＢ一202
債務者　横山　　洋
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３０号
新潟県三条市下須頃1529番地
債務者　小田　光枝
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１９号
新潟県村上市山居町２丁目５番18号、前住所新潟県村上市山居町２丁目４番25号　フィオーレ202
債務者　川村　博喜
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第４号
新潟県佐渡市吉岡800番地２　第２吉岡住宅３号
債務者　菊池　千加（旧姓山城）
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２８年（フ）第７２号
愛知県豊田市美里２丁目24番地の５
債務者　仲野　雅哉
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
愛知県知立市八橋町神戸118番地１　クレア石原Ｂ206号
債務者　畠山　伸幸
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
京都府京丹後市久美浜町890番地の３
債務者　前田　麻紀
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第２０号
京都府京丹後市久美浜町890番地の３
債務者　前田　唱志
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第５１号
北海道室蘭市寿町１丁目13番16号
債務者　木村　正弘
１　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
盛岡市西仙北１丁目37番10―205号
債務者　太田　携介
１　決定年月日時　平成28年５月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第９８号
岩手県岩手郡雫石町丸谷地30番地45
債務者　菊池華穂理
１　決定年月日時　平成28年５月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部